平成２７年（フ）第１３４号
千葉県八街市砂60番地14
債務者　渡部　直美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３５号
千葉県印西市大森3479番地４
債務者　中嶋　三郎
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１４１号
千葉県白井市西白井４丁目17番地５　エクセルシアＪM101号
債務者　中山恵美子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６５号
新潟県柏崎市柳橋町９番27―102号　メゾンＫＵ
債務者　山田　佳恵
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
新潟県柏崎市大字横山459番地４
債務者　森　　正博
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
新潟県柏崎市春日１丁目６番27号、前住所新潟県柏崎市長浜町５番40号
債務者　森　　紀子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
奈良県大和高田市高砂町３番８―402号　ＨＫＤ―Ⅱ、前住所奈良県大和高田市昭和町２番２―107号　朝日プラザノースウイング
債務者　槇　　務
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
奈良県北葛城郡河合町大字川合563番地９
債務者　お好み焼きしまこと　嶋田　昌浩
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
奈良県大和高田市東三倉堂町10番８号
債務者　梅田　　全
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
岡山県小田郡矢掛町下高末2466番地２
債務者　北畠　文子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
岡山県倉敷市老松町３丁目12番30―502号　リトルハイツ№６
債務者　平野　庸洋
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
岡山県倉敷市西尾387番地１
債務者　秋山　伸夫
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
岡山県倉敷市連島町西之浦682番地20
債務者　枝元　文恵（旧姓森下・原）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６２０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―24―505
債務者　照井　繁晴
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
埼玉県越谷市越ヶ谷５丁目４番48号　エスポワール２号館105号
債務者　田中　忠家
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
埼玉県越谷市東越谷２丁目21番地５、旧住所埼玉県草加市神明２丁目３番８号
債務者　北嶋　敏久
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
埼玉県越谷市大字南荻島261番地３　越谷南荻島団地３―405
債務者　藤原はるみ
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
大阪府岸和田市額原町703番地の12、前住所大阪府岸和田市下松町２丁目14番５号
債務者　中野　　聰
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係